

札幌芸術の森貸出施設利用約款

(目的)

第1条 この約款は、公益財団法人札幌市芸術文化財団（以下「財団」という）が管理運営する札幌芸術の森の貸出施設の利用に当たり、施設を利用される方（以下「利用者」という）が、安全、快適にご利用いただくために定めるものです。

2 札幌市都市公園条例（昭和32年3月23日条例第3号）、同条施行規則（昭和32年4月22日規則第33号）、札幌芸術の森管理規則（昭和61年7月25日第46号）、本約款の定め、その他一切のとりきめに従って施設をご利用いただきます。

(使用申請書の提出)

第2条 利用者は前条を承諾の上、所定の使用承認申請書を提出してください。なお、申請者名を予約後に変更することはできません。

(遵守事項)

第3条 利用者は次の各号を遵守するとともに、自ら主催する催し物に参加する一般入場者にも周知してください。

- (1) 利用目的は専ら芸術文化活動とし、宴会その他利用目的以外では使用しないこと。
- (2) 許可のない火気の使用、危険物等を持ち込まないこと。催物等に必要な場合は、使用開始前に施設管理者の許可を得ること。
- (3) 施設、備品、展示物等を適切に取り扱うこと。利用中はその備付物件を他の施設や部屋へ移動しないこと。
- (4) 許可なく販売または金品の寄付募集、物品や飲食物の陳列販売提供等の行為、録音や撮影行為を行わないこと。
- (5) 行商行為、営利目的の写真・動画撮影を行う場合は、札幌市都市公園条例の定めにより申請と許可料の支払いを行うこと。
- (6) 使用の承認を受けた施設及び設備以外は使用しないこと。
- (7) 騒音や怒号を発したり、暴力をふるったりなど、他人に迷惑を及ぼし、またはその恐れのある行為をしないこと。
- (8) 政治、宗教、信条に関する署名活動等の行為を行わないこと。
- (9) 金品、貴重品は各自で保管すること。万一盗難、紛失等の事故が発生しても当方は責任を負いません。
- (10) 不測の災害発生時に備えてあらかじめ施設の非常口、避難経路を確認すること。
- (11) ゴミは持ち帰るか、指定のゴミ袋を購入し処分すること。
- (12) その他当施設職員の指示に従うこと。

(利用時間)

第4条 使用承認書に定める利用時間は、備付物件の設置等の準備と使用後の後片付け、楽器調律、原状回復等のすべての時間を含んでおります。催し物の開始・終了時間の設定には十分ご注意ください。

2 貸施設利用に限っては、事前に届出をいただいたうえで、当施設がやむを得ないと判断した場合に限り、延長利用を承認する場合がございます。なお、事前承認がない場合においても、当日、やむを得ない事情により利用時間の延長があった場合は、別途延長料金を申し受けます。

(入場料割増料金)

第5条 入場料その他名称のいかなを問わず、参加料、受講料、検定料等に類するものを、当日または事前にかかわらず参加者から徴収する場合、その最高額により、野外ステージ、アリーナでは入場料割増が適用・変更されます。

(利用料金の納付について)

第6条 施設利用料金については、予約日が利用日から1か月以上前の場合は、指定期日（請求書発行日から3週間以内）までにお振込みいただきます。予約日が利用日の3週間前を過ぎている場合はご利用前にお振込みいただくか、当日ご利用前に現金での精算となります。

2 当日の利用状況により発生した施設にかかる延長料金等は、原則として利用当日の現金での精算となります。

(使用承認の取り消し)

第7条 次の各号に該当する場合は、使用承認を取り消します。

- (1) 札幌市都市公園条例、同条施行規則、札幌芸術の森管理規則、本約款の定め、その他一切のとりきめのいずれかに違反したとき。
- (2) 虚偽、その他不正な行為により使用承認を受けたとき。
- (3) 使用目的や内容等を無断変更したとき。
- (4) 当施設の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に定める暴力団（その団体の構成員[その団体の構成団体の構成員を含む]が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体）の利益になると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるものの他、利用者または管理者の安全確保のために必要と認められたとき。

2 上記の事由により承認の取り消しとなった場合のすべての損害については、利用者において負担していただきますとともに、当施設が蒙る損害等についても責を負っていただきます。

(使用の不承認)

第8条 利用者が前条の取消を受けたときは、次回の使用を承認しないことがあります。

(利用者の都合による取消・変更)

第9条 利用の取消・変更手続きを下記の期日前まで可能です。手続き可能期間を過ぎた場合の取消は施設利用料金を一切還付できません。また、手続き可能期間を過ぎた変更はお受けできません。

- (1) 野外ステージ、アリーナ、特別控室、大練習室、中練習室：利用日の90日前まで（休園日含む）
 - (2) 小練習室1～6、ピアノ練習室、絵画アトリエA、B、多目的アトリエ、葉多知ロッジ：利用日の30日前まで（休園日含む）
- 2 前項における期間内に取消手続きを行った場合は、下表のとおり施設利用料金の還付を行います。また、備付物件利用料金については利用前に取消手続きを行った場合、全額還付を行います。ただし、手続き可能期間を過ぎた場合は、一切を還付できません。

利用施設	取 消	変 更
野外ステージ アリーナ 特別控室 大練習室 中練習室	施設利用料金の50%を還付	・変更後の施設利用料金が高くなる場合には差額の全額を請求 ・変更後の施設利用料金が安くなる場合には差額を還付
小練習室1～6 ピアノ練習室 絵画アトリエA・B 多目的アトリエ 葉多知ロッジ	施設利用料金の50%を還付	・変更後の施設利用料金が高くなる場合には差額の全額を請求 ・変更後の施設利用料金が安くなる場合には差額の5割を還付

3 上記手続きに際し、手続き可能期間であっても、休園日は対応できませんのでご了承ください。

4 天災その他公園の使用をする者の責めに帰することのできない事由によって使用することができなかった場合、既納の利用料金の全額を返金いたします。

(ピアノの調律)

第10条 当施設のピアノを調律する場合は、必ず日本調律師協会会員の調律師による調律を行っていただきます。

2 調律料は利用者負担とします。

(原状回復)

第11条 利用終了後は、利用場所、及び施設の備品等を元通りに戻してください。故意または過失により備品等を破損、紛失した時は弁償していただきます。

(関係官公署への届け出)

第12条 催し物の内容によっては関係官公署への届け出が必要となります。利用者において所定期日までに手続きを行ってください。

(駐車場)

第13条 駐車料金は有料です。（普通車500円、大型車1,200円、6枚つづり回数券1,500円）。

2 駐車場以外の場所での駐車は固くお断りしております。なお、搬出入のためやむを得ない場合であっても、搬出入等の作業後は速やかに駐車場へ移動してください。

(譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、利用の権利の第三者への転貸や、権利の他への譲渡はできません。

(損害賠償責任)

第15条 主催者、出演者、入場者に不測の事故が生じた場合、あるいは天災地変や交通機関等のストライキ等の不可抗力により利用できなかった場合には、財団はその責任を負いません。

※利用者は、本約款を承諾したものとみなします。

附則

令和5年4月1日 施行
令和6年4月1日 改正